

基本計画の策定に向けた検討の視点 (分野横断的事項（国民理解の醸成、 団体間の相互連携等、DXの推進）)

令和 6 年 1 2 月
農 林 水 産 省

目次

分野横断的事項

(1) 国民理解の醸成	2
① 問題意識	3
② 食育の推進	4
③ 食文化の保護・継承	7
④ 農山漁村の魅力発信	9
⑤ 消費者の行動変容	11
 (2) 団体間の相互連携等	 12
① 団体間の相互連携	13
② 団体の再編整備	15
 (3) DXの推進	 19

（１）国民理解の醸成

食料・農業・農村基本法の改正により「消費者の役割」が拡充（第14条）



農林水産省における消費者施策（国民理解の醸成）

- ✓ 食育の推進
- ✓ 食文化の保護・継承
- ✓ 農山漁村の魅力発信

等の施策の展開を通じて、

**国民の理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与するような
「行動変容」につなげるよう消費者施策を推進していくことが重要**

—様々な施策間の連携を図りながら、更なる理解や実際の行動変容につなげる効果的な施策を展開—

(1) 国民理解の醸成 ②食育の推進

現状分析

○ 食育推進の現状

- 食育は、生きる上での基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するものであるとともに、心身の成長及び人格の形成にも大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものである。
- 食育基本法の施行から20年を迎える中で、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。
- 食育の取組は、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）に基づき、目標を定め推進しているが、目標の達成に向けて改善が進んでいない事項も多く、例えば、「食育に関心を持っている国民の割合」は近年低下している。特に20歳代の男性においては、食育に関心を持っている人の割合がここ数年で低下しており、若い世代では、「食事や食生活への関心はあるが、他のことで忙しい」と回答する人の割合が多くなっている。

○ 改めて重要となる食育の推進

- 一方で、家庭環境や生活環境の変化により、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えており、国民の健全な食生活の実践に向けては、「食育」が改めて重要となっている。
- 今般改正された食料・農業・農村基本法第14条においても、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも食育の推進が重要となっている。

図1-1 食育に関心を持っている国民の割合 (%)

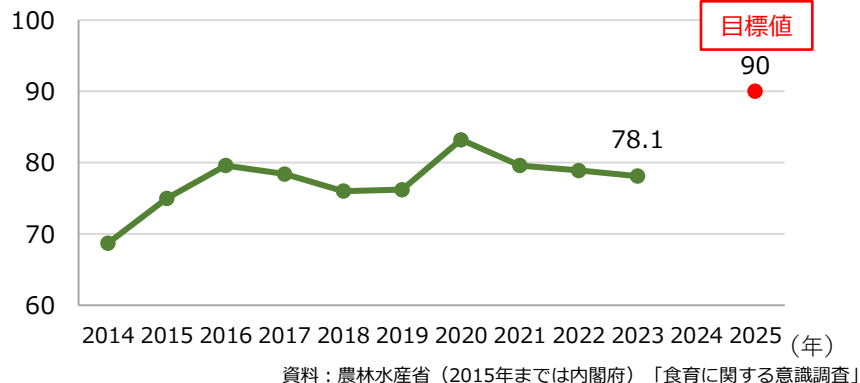


図1-2 野菜類の摂取量の推移（平均値、グラム）

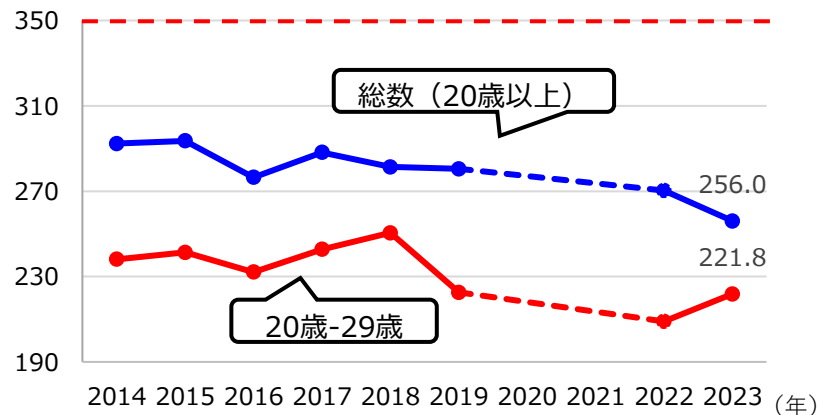
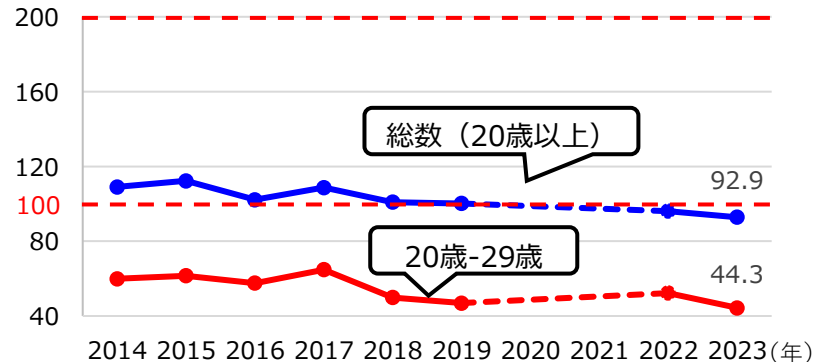


図1-3 果実類の摂取量の推移（平均値、グラム）



(1) 国民理解の醸成 ②食育の推進

現状分析

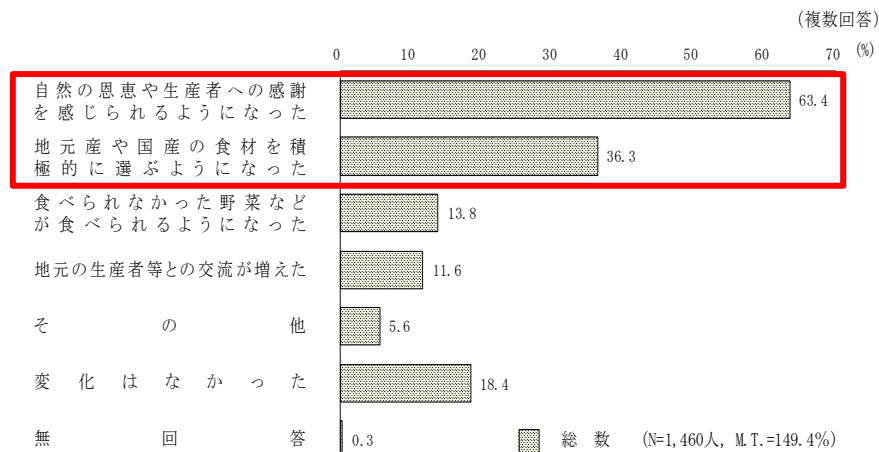
○ 食生活の乱れ

- ・ 近年の家庭環境の変化に伴い、朝食を欠食する子供の割合が上昇傾向にあるなど、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることが重要である。
- ・ また、単身世帯が増加するなどの生活環境の変化に伴い、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化している。
- ・ 中高年における米の消費が減少し、また、若者においては野菜類・果実類の摂取が減少しているなど、大人の食生活には乱れが生じている。

○ 農林漁業への理解

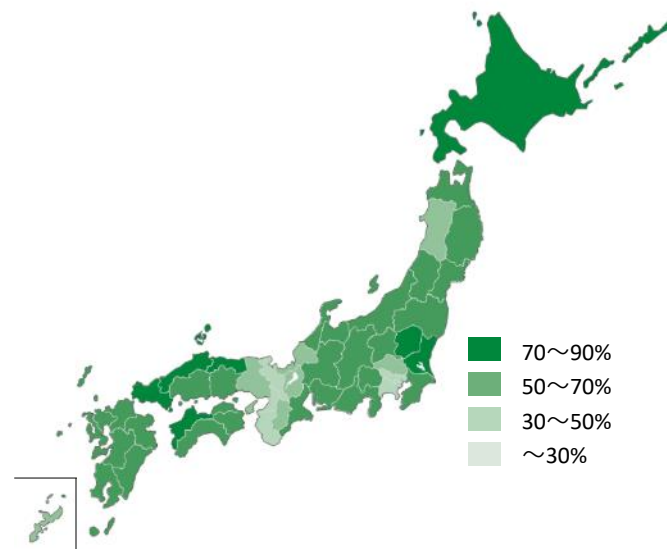
- ・ 首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と農の現場の距離が遠くなる中、生産現場の理解を深め生産者の努力を実感できる農林漁業体験はこれまで以上に重要となっている。
- ・ 農林漁業体験に参加した者の6割強が「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」、また約4割の者が「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」と回答している一方で、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」は令和2年と比較して減少している。
- ・ また、学校給食における地場産物の活用は、児童生徒が地域の食文化や農林漁業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むために重要であるが、その取組は地域によって差がある。

図1-4 農林漁業体験に参加して変化したこと



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（令和5年）

図1-5 学校給食における地場産物の使用割合



資料：文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（令和5年度）」を基に農林水産省作成

(1) 国民理解の醸成 ②食育の推進

克服すべき課題

○ 学校等での食育の強化

- ・ 児童生徒の健全な食生活に関する理解や食を支える農林漁業への理解が求められており、**地域によって学校給食における地場産物の活用促進などの取組に差がある**ことも踏まえながら、学校等での食育の充実強化が必要である。

○ 「大人の食育」の推進

- ・ **食の経済性志向や簡便化志向、若者における野菜類・果実類の摂取減少及び中高年における米の消費減少等**の現状を踏まえると、若者、中高年、高齢者等各世代における健全な食生活の実現に向けた取組を推進する必要がある。

○ 食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大

- ・ **食卓と農の現場の距離が拡大**する中で、農林漁業の現場に対する国民の理解を増進させるための取組強化が必要である。

○ 行動変容に向けた気運の醸成等

- ・ **食育に関心を持っている国民の割合が近年低下**している状況を踏まえ、改めて食や農林漁業への国民理解を醸成し、行動変容を促すためには、様々な主体を巻き込んで連携・協働を生み出す国民運動の展開を図る必要がある。

検討の視点

○ 学校等での食育の強化

- ・ **学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物活用の更なる促進**を図るほか、給食以外の時間においても、**朝食やバランスの良い食生活の重要性等の食に関する指導や農林漁業教育の推進**などを通じ、**食や農林漁業について学ぶ機会を充実**させることが必要ではないか。

○ 「大人の食育」の推進

- ・ 若者、中高年、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、**認識の共有**を図るとともに、消費者に直接働き掛ける**食品関連事業者等による食育や、職場における従業員等への食育等**を進めることが必要ではないか。

○ 食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大

- ・ 食卓と農の距離を縮めることにつながる**農林漁業体験機会の提供**のほか、**産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組**を強化することが必要ではないか。

○ 行動変容に向けた気運の醸成等

- ・ 国や地方公共団体等における**食育推進体制の更なる充実**や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ**官民連携による新たな体制の構築**、ボランティアなどの**食育を進める人材の育成・拡大**を図ることが必要ではないか。

(1) 国民理解の醸成 ③食文化の保護・継承

現状分析

○ 和食に接する機会の確保

- 和食は、「自然の尊重」の精神に立ち、長い歳月をかけて日本人が育てあげてきたもの。また、栄養バランスに優れ、日本人の長寿の支えにもなっている。
- 一方、我が国における共働きや単身世帯の増加など社会構造の変化や食の外部化など**ライフスタイルの変化**があり、**家庭における和食の継承が一層難しくなっている**。
- 郷土料理や伝統料理を「月1回以上」食べている国民の割合は、令和5年が54.5%と約半数。
- 和食に関わる事業者と行政が一体となって、子育て世代に、身近・手軽に和食を食べる機会を増やしてもらう取組を実施。

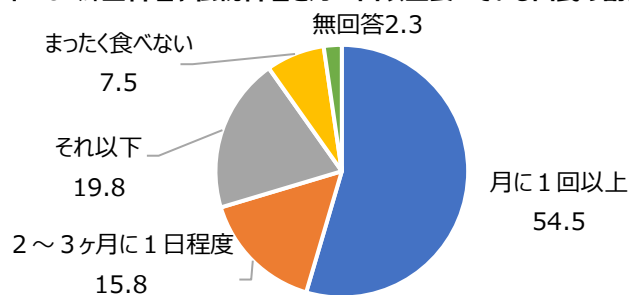
○ 和食文化の保護・継承

- 令和5年の「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」は、44.7%と横ばいとなっている。
- 「生まれ育った地域の郷土料理を知っている」のは52.5%と、**次世代に確実に継承されている**とは言い難い状況。

○ 海外需要の取り込み

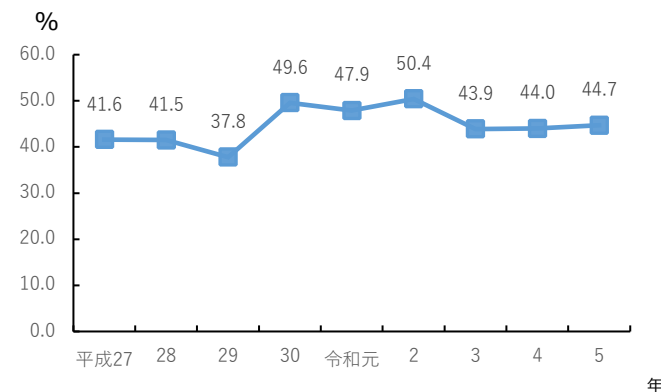
- 和食が平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、**海外において日本の食に対する関心が高まり**、海外における日本食レストランの増加、我が国の農林水産物・食品の輸出の拡大、また、**訪日外国人旅行者数の増加**につながっている。
- 食と食文化により地方へのインバウンド誘致を図る「SAVOR JAPAN地域」では、令和5年度のインバウンドの宿泊延べ数は192万人程度。

【図1-6 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合】



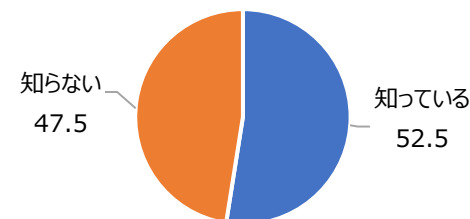
資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（令和5年）

【図1-7 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合】



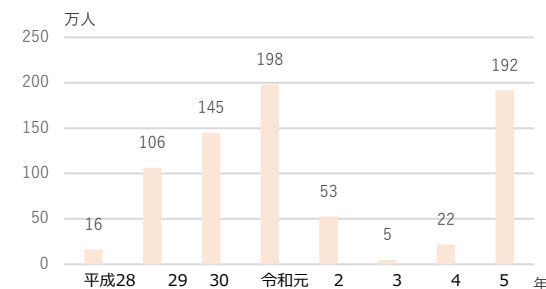
資料：農林水産省（平成27年は内閣府）「食育に関する意識調査」

【図1-8 自身が生まれ育った地域郷土料理を知っている国民の割合】



資料：農林水産省「令和4年度 国民の食生活における和食文化の実態調査」

【図1-9 SAVOR JAPAN認定地域の宿泊延べ数】



資料：農林水産省調べ

注：SAVOR JAPAN認定地域から聞き取った数値を農林水産省にて集計したものである。

(1) 国民理解の醸成 ③食文化の保護・継承

克服すべき課題

○ 和食に接する機会の確保

- ・ **消費者の生活実態や価値観なども踏まえながら、食文化の国民への理解醸成**を図っていくことが重要な課題。
- ・ そのためには、農林水産分野のみならず、観光、地域振興、文化振興等の政策を行っている関係省庁や地域との連携強化が必要となるが、現状では個々での対応が主体。
- ・ 「簡単・手軽」な和食の取り入れのニーズが全世代で高まっていることを踏まえ、**より幅広い層をターゲットとした活動**が求められている。

○ 和食文化の保護・継承

- ・ 和食文化の継承活動を行う中核的な人材として、**栄養教諭等に加え食品事業者等に裾野を拡大**していく必要。
- ・ 人材を効果的・効率的に育成していくため、**地域の伝統的な食の成り立ちや背景等が分かりやすく整理**されていることが重要。

○ 海外需要の取り込み

- ・ 日本の食は海外でも高い評価を受け、訪日外国人旅行者の訪日目的の中心となっているものの、**インバウンドの地方誘客**に関しては、**ブランディングやプロモーションの面での課題**が見られている。また、周遊範囲が限定的であること等により**食関連消費につながりづらい**といった課題も見られている。

検討の視点

○ 和食に接する機会の確保

- ・ 「簡単・手軽」ニーズが全世代に共通することを考慮すると、若者やシニア世代などにもターゲットを拡げ、**和食を食べる機会を増やす活動を展開**していく必要があるのではないか。
- ・ 観光、文化振興などを担当する**関係府省や各地域と連携**し、食文化の国民理解の醸成を図っていく必要があるのではないか。

○ 和食文化の保護・継承

- ・ 和食文化を伝える中核的な人材である「**和食文化継承リーダー**」の**育成**を図るとともに、様々な場面でその積極的な活用を図るべきではないか。
- ・ 現在各地域と連携して進めている**伝統的な食のデータベースの充実**を図る必要があるのではないか。

○ 海外需要の取り込み

- ・ **2025年大阪・関西万博**における食文化の国内及び世界への発信を契機として、我が国の**地域の食文化の魅力**を認知してもらい、これを**地域振興やインバウンド・輸出の拡大につなげる好循環**を図っていく必要があるのではないか。
- ・ その際、地域の食や食文化を活用してインバウンド誘客を図る地域の取組について、**地域間連携を推進**するほか、**輸出促進施策に加え、農泊などの農村振興施策との連携を深める**必要があるのではないか。

(1) 国民理解の醸成 ④農山漁村の魅力発信

現状分析

○ 棚田・農業遺産

- 棚田や農業遺産は、食料生産だけでなく、観光、教育、文化等の観点においても重要な地域資源であり、農山漁村の有する価値や魅力の発信に寄与。
- 棚田地域振興法に基づき「指定棚田地域」を730地域指定。棚田地域への訪問を促進するツールとして、棚田カードを252箇所を発行。
「棚田オフィシャルサポーター」（企業等）は現在43社（2024年11月時点）。CSR、SDGsの観点から棚田地域に関心を示す企業等が増加傾向。
- 国内の世界農業遺産は15地域、日本農業遺産は24地域、計32地域（7地域重複）が認定（2024年11月時点）。
農業遺産について、展示会への出展等の各種情報発信等に取り組んでいるものの、その認知度は11.7%に留まっている。

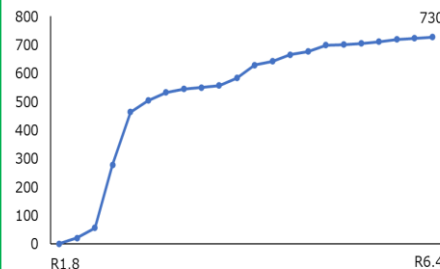
○ 子ども農山漁村体験

- 子どもたちが農山漁村に滞在して、地域の住民との交流や農林漁業体験等を行うことは、幼少期から農業・農村に親しみ、その価値や魅力に直接触れて理解を深める機会となるとともに、将来の職業選びの際に就農を選択肢とすることに繋がるなど、農業・農村に関わる人材の確保にも寄与。
- 全公立小学校の約4割（2021年度）において、子ども農山漁村体験が実施されている。

○ 都市農地等を活用した農業体験

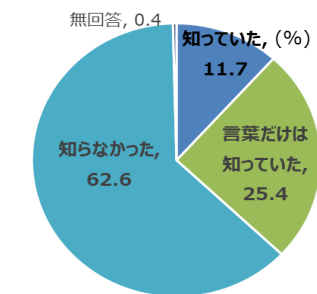
- 都市農地等を活用した市民農園や体験農園は、消費者に対して身近に農と触れ合う場として、気軽に農産物の栽培や収穫等を体験する機会を提供し、農作物や農業に対する関心や理解の醸成に寄与。
- 市民農園の開設数は4,308農園（2022年度末）。また、当該市民農園の契約区画数（2022年度末：158千区画）は、近年増加傾向（2019年度比で105.9%）であり、特に市街化区域における伸び率（同111.8%）は好調。
- さらに、都市農地貸借法の制定（2018年）以降、都市農地の貸借は増加しているものの、生産緑地面積の1%程度と低水準。（2023年度末：726件、117ha）。

図1-10 指定棚田地域数の推移



資料：内閣府公表データをもとに農村振興局地域振興課にて作成

図1-11 農業遺産の認知度



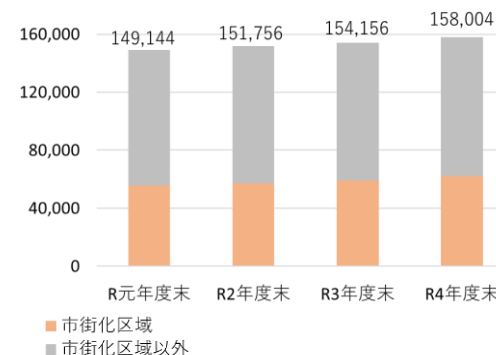
資料：内閣府「農業遺産に関する世論調査（令和3年7月調査）」

図1-12 子ども農山漁村体験の実施状況

	いずれかの学年で体験活動を実施	
	学校数	全公立学校に占める割合
小学校	7,522校	39.2%
中学校	1,951校	20.7%
高等学校	383校	9.6%

資料：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省「令和3年度農山漁村体験活動実施状況調査」

図1-13 市民農園の契約区画数の推移



資料：農村振興局農村計画課調べ

克服すべき課題

○ 棚田・農業遺産

- ・ 高齢化の進行や担い手不足により、棚田や農業遺産を農業者や地域住民のみで保全・継承していくことが困難な状況となっており、地域外からの支援、関係人口の増加を図ることが必要。

○ 子ども農山漁村体験

- ・ 農山漁村での体験活動の取組拡大を図るためには、送り側（学校等）である教職員の負担の軽減や、高齢化が進み、受入れが困難となりつつある農山漁村の体制整備が必要。

○ 都市農地等を活用した農業体験

- ・ 生産緑地が相当程度存在する地域であっても、マッチング体制が整備されていないため、都市農地貸借法が活用されていない地域が存在するなど地域間での取組に格差。

検討の視点

○ 棚田・農業遺産

- ・ 棚田や農業遺産の認知度向上や保全、継承を図っていくため、地域住民はもとより、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進し、さらにそれを契機として、地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げていくことが必要ではないか。

○ 子ども農山漁村体験

- ・ 関係省庁が連携し、送り側と受入側の双方を支援しているが、子ども農山漁村体験に関する優良事例の分野横断での共有、宿泊体験活動の講師等の活用による教職員の負担軽減や、近隣市町村の連携促進による受入体制の強化などへの支援が必要ではないか。

○ 都市農地等を活用した農業体験

- ・ 都市農地貸借法を活用した貸借の促進に向け、マッチングの実施体制の整備等、農地の出し手・受け手双方が安心して貸借できる体制整備を支援していくべきではないか。

(1) 国民理解の醸成 ⑤消費者の行動変容

現状分析

- ・ 食料サプライチェーンの高度化等を背景に、消費者が農林水産業との接点を持つ機会は依然として少なく、生産現場や食を身近に感じる機会は限られている状況。また、価格の安さや国産であることがともに重視されているとともに、日本の農業の課題としては、食品ロス削減や食料自給率の低下などが関心が高い状況。
 - ・ さらに、近年、食料供給の不安定化リスクが高まっている中、国民一人一人が、平時から、十分に食料システムに関する正確な理解を得て、冷静な行動をとり、適切な選択、消費行動を行うことができるような消費面での取組が求められている。
- 加えて、新たな食料システムにおいて多様な商品・サービスを提供する者と位置付けられている食品産業事業者等も、サステナビリティやCSR等の活動の充実や活動状況の開示を行うなど、食料サプライチェーン全体において持続可能な食料供給への取組が求められている。

図1-14 これまでの農林水産業との接点

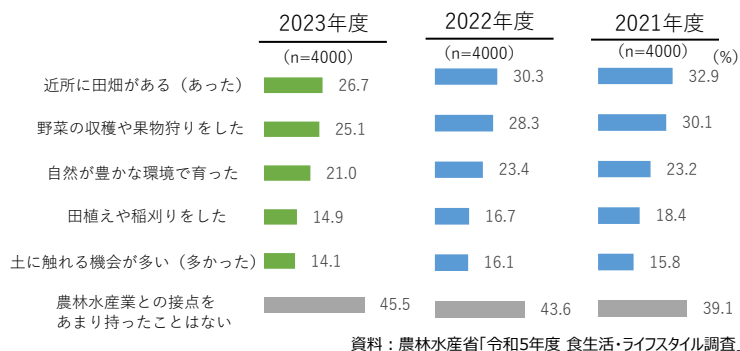


図1-15 食に関して重視していること

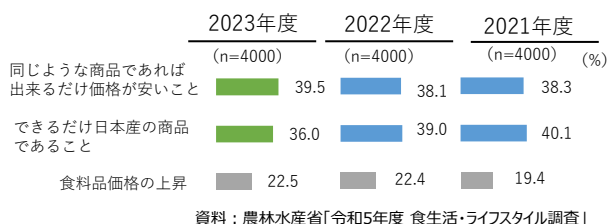
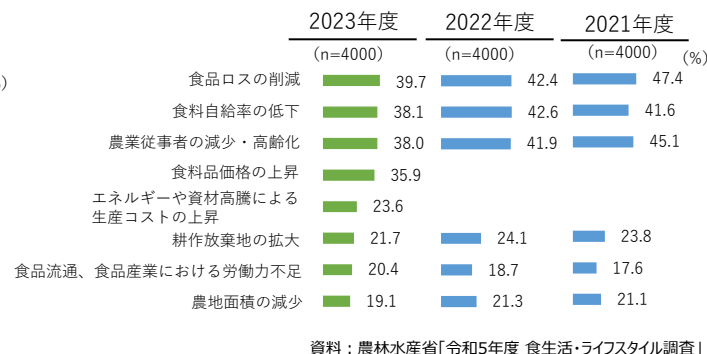


図1-16 現在の日本の農業の課題の認知



克服すべき課題

- ・ 消費者や食品産業事業者等が、食と農を取り巻く新たな情勢や改正基本法の理念や不測時の食料安全保障を確保する観点から、**消費者が単なる理解に留まることなく食料の持続的な供給に資する農林水産物等を選択するなどの行動変容を促すための仕組みが必要ではないか。**
- ・ また、改正基本法の理念や不測時の食料安全保障を確保する観点から、**消費者や新たな食料システムを支える食品産業事業者等に求められる行動変容がどのようなものか、より分かりやすく・具体的に説明していくことが必要ではないか。**

検討の視点

- ・ 国民全世代をターゲットとし、生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者を巻き込んでいくためには、食と農を取り巻く新たな情勢や改正基本法や事態法等の理解を深めつつ、**具体的な行動変容を促すためにも、優良な取組を行う企業等を顕彰してはどうか。**
- ・ また、これらの取組等により、**消費者や新たな食料システムを支える食品産業事業者の理解を促してはどうか。**

(2) 団体間の相互連携等

(2) ①団体間の相互連携

現状分析

- 合理的な費用を考慮した価格形成、需要に応じた生産、輸出の促進、環境負荷の低減など、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化していることから、改正食料・農業・農村基本法において「**食料システム**」を新たに位置付け。
- 食料システム全体に係る課題に対応するためには、同業者による水平的な組織が行う取組だけでなく、食料・農業・農村の関係団体間の相互連携による、業種を超えた垂直的な取組が不可欠であり、こうした取組を進めていく必要。**

○ 改正食料・農業・農村基本法における関係者の役割

○ 食料システム（新設）

- 食料の**生産・加工・流通・小売・消費の全ての段階が、有機的に連携**することで機能を発揮できるシステム（概念）として**新たに位置付け**

○ 農業者の役割（拡充）

- 基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和、農業の持続的発展、農村の振興）に主体的に取り組むよう努力

○ 食品事業者の役割（拡充）

- 基本理念の実現（食料安全保障の確保、環境との調和）に主体的に取り組むよう努力

○ 消費者の役割（拡充）

- （消費者の選択を通じて）食料の持続的な供給に寄与

←
団体の役割として、関係者のための活動に積極的に取り組むよう努めることを規定

○ 団体の役割（新設）

・ 農業・農村に関する団体

（農協、共済団体、農業委員会、土地改良区、農村RMO、NPO等）

・ 食料に関する団体

（食品製造・流通・小売等の団体、フードバンク団体等）

・ 消費者団体

○ 団体間の相互連携

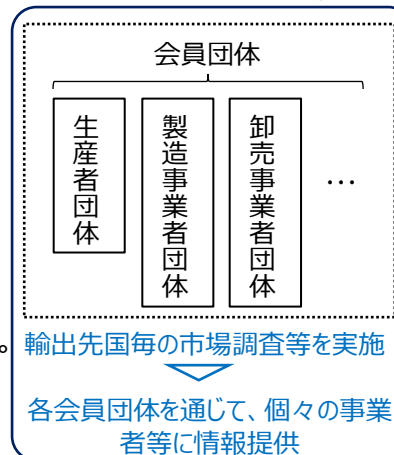
<合理的な費用を考慮した価格形成>

- 合理的な費用が考慮される仕組みの構築に向け、農林水産省において、**生産、加工、流通、小売、消費等の食料システムの各段階の関係者が参画する「適正な価格形成に関する協議会」**を開催。
- また、同協議会の下に、**飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜**それぞれの**ワーキンググループ**を開催し、食料システムの各段階の関係者の参画の下、品目ごとのコスト構造や流通構造等について検討。

<輸出促進>

- 改正輸出促進法において、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携して輸出の促進を図る法人を、国が申請に基づき「**認定農林水産物・食品輸出促進団体**」（品目団体）として認定する制度を創設。
- 米、青果物、茶など15の団体を品目団体として認定（令和6年11月現在）。

（品目団体のイメージ）



(2) ①団体間の相互連携

克服すべき課題

○ 合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業・食品産業

- ・ 生産から消費に至る食料システム全体で、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしていくことが課題。
- ・ 持続的な生産に取り組むにあたり、持続的な生産にはコストがかかることを販売側でどのようにして消費者に正しく伝達するかが課題。
- ・ あわせて農業や食品産業をとりまくインフラ（生産基盤、物流施設等）を適切かつ持続的に維持していけるかが課題。

○ 需要に応じた生産

- ・ 需要者が現場で求められていることを生産者に伝え、それを踏まえた加工・流通・販売の実施が課題。

○ 輸出促進

- ・ 海外で求められる品質・規格や輸入規制に対応したものの生産や、販売者がその生産情報を正しく伝達することなど、生産から販売まで一体となった取組の効果的な推進が課題。



検討の視点

○ 合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業・食品産業

- ・ コストを考慮した価格形成の実現に向け、食料システムの関係者間の連携・協力により、コスト指標の作成や消費者理解の醸成を進めていくことが必要ではないか。
- ・ 特に持続的な農業については、地域の農業インフラの保全に向け、多様な関係者・団体による議論を促進することが必要ではないか。

○ 需要に応じた生産

- ・ 輸入依存度の高い麦・大豆等、実需の求める用途等に応じて、持続可能な形で**安定的な品質・数量を供給できる生産・加工・流通の体制づくり**が必要ではないか。

○ 輸出促進

- ・ **生産から販売に至る関係者が連携して輸出の促進を図る「認定品目団体」**を中心としたオールジャパンでのプロモーションや、海外のニーズ・規制に対応した農産物等を**産地から継続的に輸出するサプライチェーンの構築**に向けた連携体制が必要ではないか。

(2) ②団体の再編整備 – 農業協同組合系統組織 –

現状分析・克服すべき課題

- 農協系統組織は、平成27年の農協法改正以降、直接販売等による農産物の有利販売、生産資材の価格引下げ、輸出等の農業所得向上に資する**自己改革**の取組を推進し、**一定の成果**
- **経済事業の赤字を信用・共済事業で補填**する収支構造が未だ継続する中、農林中金の令和6年度決算が**赤字となる可能性**がある等、近年、**信用・共済の収益は減少傾向**。今後、人口減少、資材価格の高騰、将来の金融リスク等の進行に伴い、**農協をめぐる経営環境はさらに厳しい状況**
- このような経営環境の変化に対応するには以下の課題がある
 - ① **改正基本法に基づく合理的な価格形成等の取組**をはじめとした組合員ニーズに即した**経済事業の強化**
 - ② **組合員数の減少**や**農協の職員数の減少**による**組織の脆弱化**

図2-1 全農による直接販売の実績（R5年産）

	実績	計画	（参考：改革前） 平成28年度実績
米穀	157万トン	157万トン	80万トン
園芸	4,145億円	4,300億円	3,067億円

※米穀は令和5年産見込み、園芸は令和5年度実績。計画は、平成29年に全農が策定した年次計画の値。
資料：全農調べ

図2-2 生産資材価格引下げの事例

共同購入機（コンバイン）

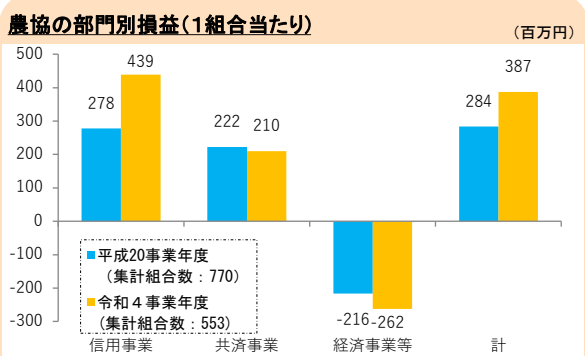
全農は、生産者へのアンケート等に基づき、必要な機能を厳選したコンバインについて、農機メーカーに対し開発要求。



- ・メーカー小売希望価格：670万円（税抜）（同機クラス機種と比較し15～18%価格引下げを実現。）

資料：全農プレスリリース

図2-3 農協の収支構造



各部門別損益の黒字農協と赤字農協の数 (令和4事業年度)

		信用	共済	経済	全体損益
全 国	黒字	529	539	124	523
	赤字	24	13	429	30
北海道	黒字	97	100	81	100
	赤字	4	1	20	1

※農林水産省調べ、共済事業を実施していない1農協を含む。

検討の視点

- 農業所得の向上及び農協の収支構造の改善のためにも、**組合員との対話**を徹底し、**経済事業等に対するニーズ**や地域の実情を把握した上で、以下を推進
 - ① 持続的な**自己改革**の取組の深化
 - ② 農協自らによる**合理的な価格形成等の実現**に向けた取組
 - ③ 農協が**スマート農業の推進**や**農業支援サービスの実施**に取り組むことによる**農業者の下支え**
- 職員の離職防止や定着率向上に向けた**働きやすい職場づくり**や**効率的な業務運営等の取組**を推進

図2-4 農協の組合員数の推移

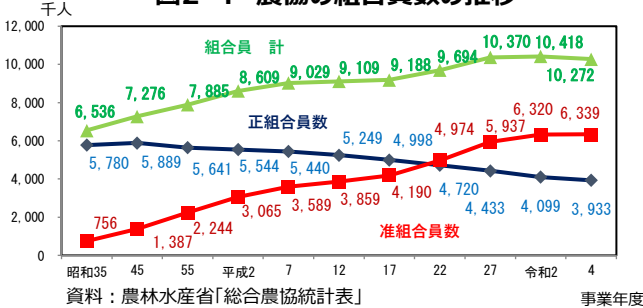
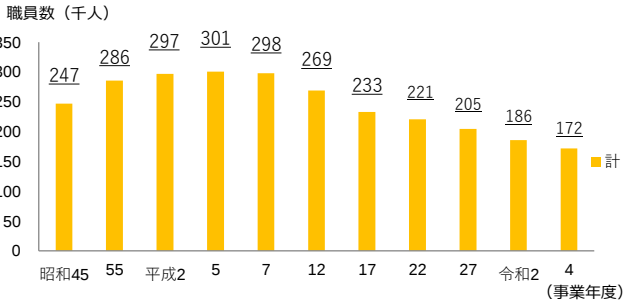


図2-5 農協の職員数の推移



資料：農林水産省「総合農協統計表」

(2) ②団体の再編整備 – 農業共済団体 –

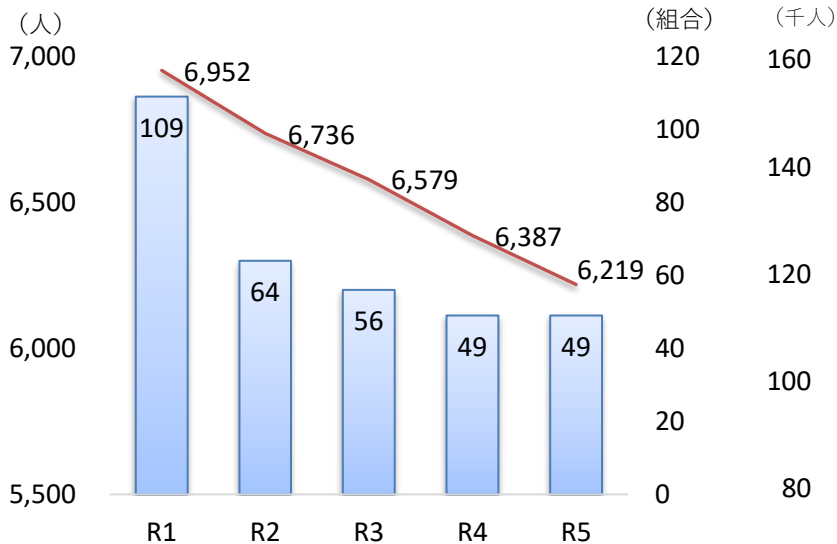
現状分析・克服すべき課題

- 自然災害が激甚化・頻発化する中、農業共済団体は、**農業保険**（収入保険・農業共済）の**普及拡大に重要な役割**
- 近年は職員数、損害評価員数（農業者から任命）ともに**減少傾向**（R元年→R5年：職員数1割減、損害評価員数2割減）、**高齢化も進行**
- 団体運営の効率化のため、**団体再編（1県1組合化）を推進**
令和6年時点で**46都道府県において1組合化が完了**
- 中長期的には、農業者の大幅な減少に加え、職員や損害評価員等の**高齢化・減少等により運営困難となるおそれ**

検討の視点

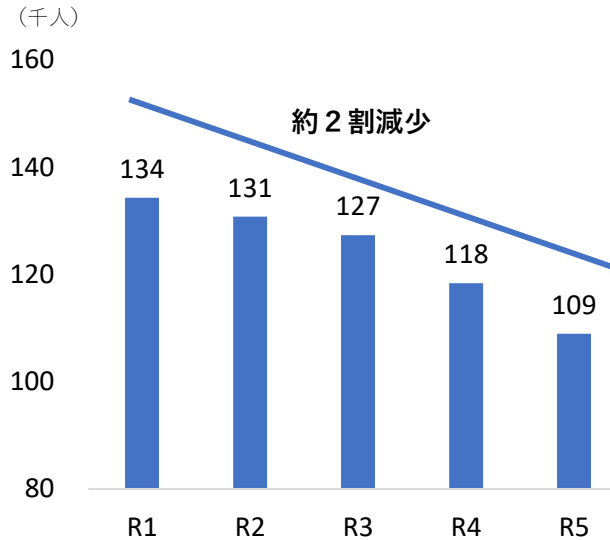
- **デジタル技術等を活用した保険業務の省力化等**、効率的な事業運営を推進
- **全国における1県1組合化**を実現
- **収穫共済**（水稻、畑作物、果樹）については、**中長期的には**、将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討

図2-6 農業共済団体の組合数と職員数の推移



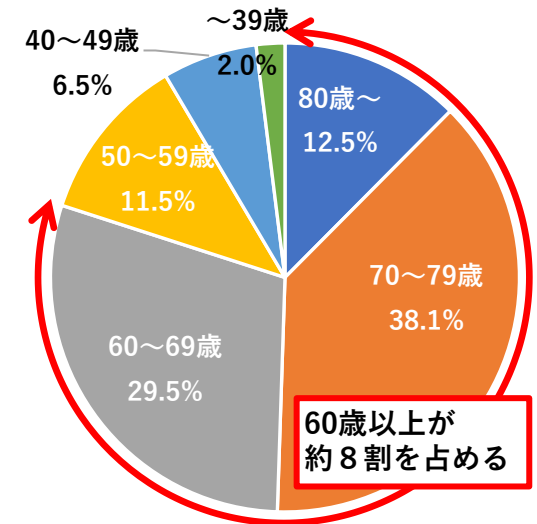
資料：農林水産省調べ

図2-7 損害評価員数の推移



資料：農林水産省調べ

図2-8 B県における損害評価員の年齢構成(R6)



資料：農林水産省調べ

(2) ②団体の再編整備 – 農業委員会系統組織 –

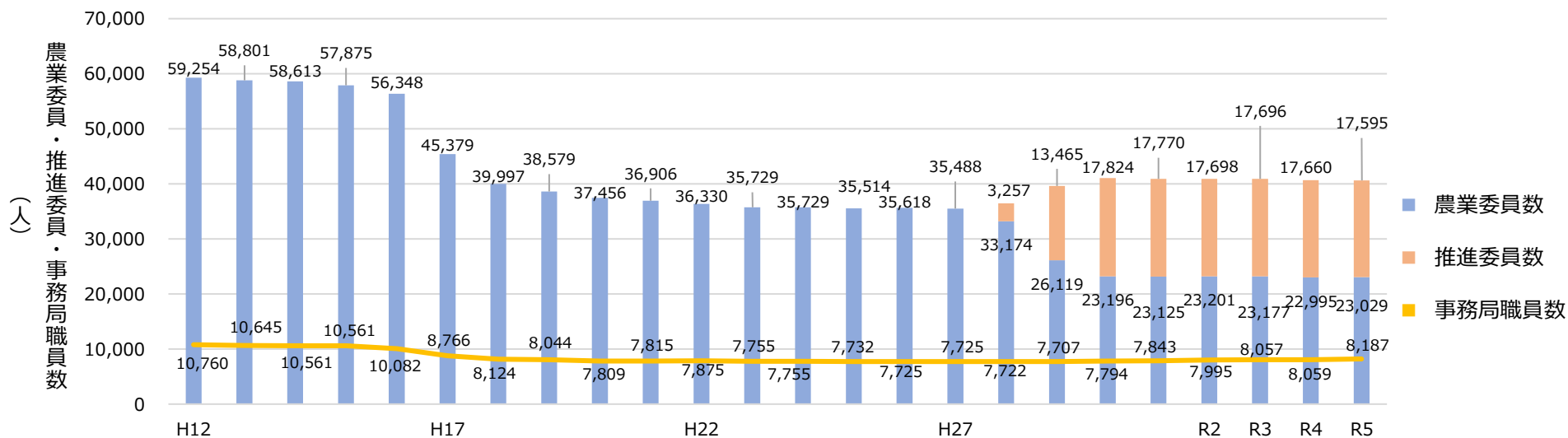
現状分析・克服すべき課題

- 平成27年の法改正で農地の集積・集約化等の農地利用の最適化の取組を徹底するため、以下を措置
 - ① 農地集積、遊休農地解消等の最適化活動を必須業務化
 - ② 現場活動を担う農地利用最適化推進委員を新設
- 今後、地域計画に基づき農地の集積・集約化を進めていくに当たり、農業者が減少し不在村土地持ち非農家が増加する一方、規模拡大する経営体の広域化も進み、農業委員会にも広域的な対応が求められる

検討の視点

- 限られた組織リソースの下で最適化活動を進めていくため、事務手続き負担の軽減、農地バンク等の関係機関との連携強化等による効率的な執行体制の構築を推進
- 所有者・相続人の探索・意向把握や地域外から参入する経営体と農地のマッチング等について、農業委員会が所在する市町村・都道府県の域を超えた広域連携を進める等、課題に即した対応が円滑に行えるよう働きかけ

図2-9 農業委員・推進委員・事務局職員数の推移



(2) ②団体の再編整備 – 土地改良区 –

現状分析・克服すべき課題

- 全国の土地改良区の**組合員数**（S46年(ピーク時):約513万人→R5年:約337万人）、**受益面積**（S47年(ピーク時):約354万ha→R5年:約244万ha）はともに**減少傾向**。
- 農村人口の減少により、地域の農業水利施設の保全に必要な体制が脆弱化する中、土地改良区による維持管理を通じて、末端施設を含む**地域の農業インフラを保全**していく必要。
- 近年、土地改良区の合併が進み、1改良区当たりの組合員数及び受益面積は増加傾向にあるものの、**受益面積300ha未満が全体の約7割、専任職員不在が5割弱**を占め、**運営基盤に課題**を抱えている地区も多く、安定した**運営基盤の確立**が必要。

検討の視点

- 市町村や多面活動組織を始めとする**多様な関係者との議論や取組の進め方**を土地改良法に規定するなど、制度を構築することにより、
 - ① **地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築**
 - ② **土地改良区の再編整備（合併等）をはじめとする運営基盤の強化**を推進。

図2-10 全国の組合員数、受益面積

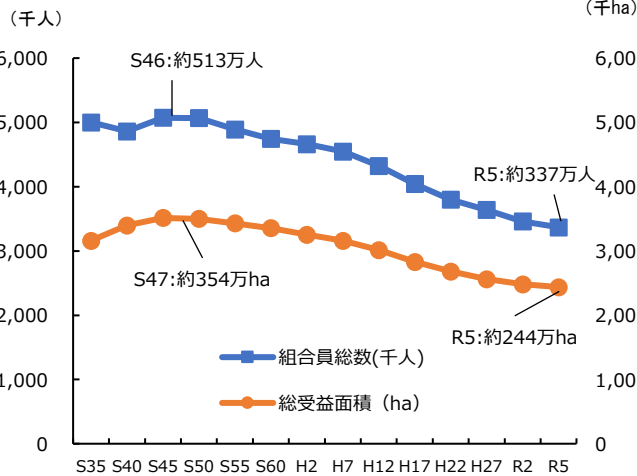


図2-11 面積規模別の土地改良区数と職員数

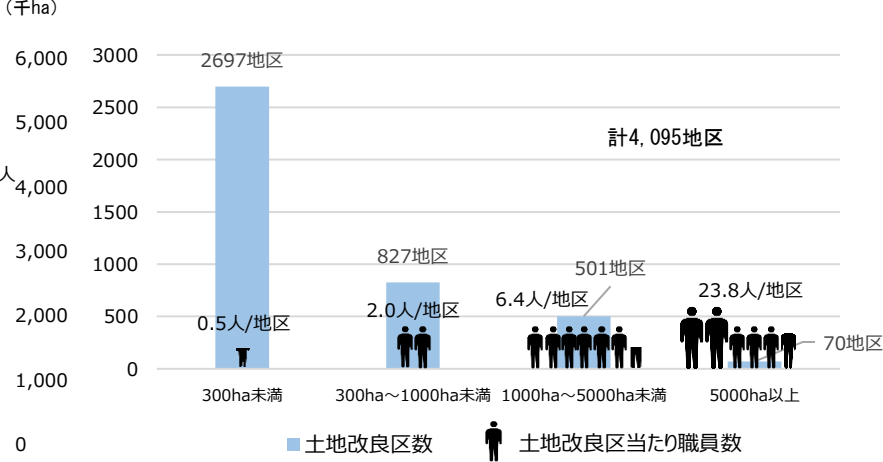
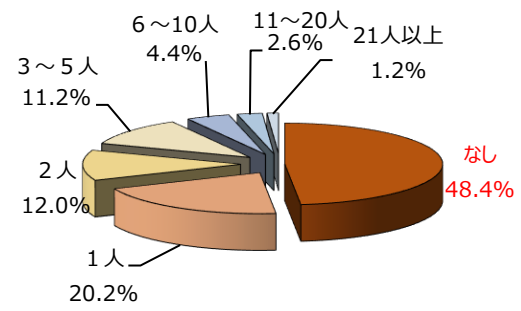


図2-12 土地改良区の専任職員設置状況（令和5年度）



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

(3) DXの推進

(3) DXの推進

現状分析

○ 行政のデジタル化の状況

- ・ 農業従事者が減少する中、**農林水産分野の地方自治体職員数も近年大幅に減少**。
- ・ 行政職員が減少する中でも、**農業者・食関連事業者が生産や経営に注力**できるよう、法令や補助金などの**行政手続をオンライン**で行えるようにする「**農林水産省共通申請サービス（eMAFF）**」を令和4年度から本格運用。
- ・ 約3,300の全手続を業務見直しのうえオンライン化。業務効率化に**一定の効果**があるという声がある一方、**eMAFFを通じた申請数は約7万件**と低調で、システムの利便性や費用対効果に課題。
- ・ また、**農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)**を整備し、農地台帳及び農地の区画情報を一般公開する**eMAFF農地ナビ**や、タブレットを利用して現地確認を行うための**現地確認アプリ**を提供。
- ・ **データを高度に活用した農林水産行政の展開**に向け、データ活用の中核を担う人材の育成、データ分析ツール等を活用した**分かりやすいデータ提供**等を開始。

図3-1 都道府県・市町村職員数（農林水産分野）の推移



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査結果」より作成

図3-2 eMAFFを通じた総申請数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
申請等件数（件）	1,996	9,667	77,868	68,025

図3-3 eMAFF利用者の主な声

利用による効果	利用拡大に向けた課題
○ IDから情報が呼び出されるため、申請者情報の入力ミスが生じない ○ 時間を問わず申請ができる ○ 申請情報を他システムへの連携が可能	○ システムへのログインやアカウント作成時に、本人確認が必要となり、その手続きが煩雑 ○ ユーザーインターフェースが分かりづらく、目的の画面に到達しづらい ○ 効率化できるイメージが持てない

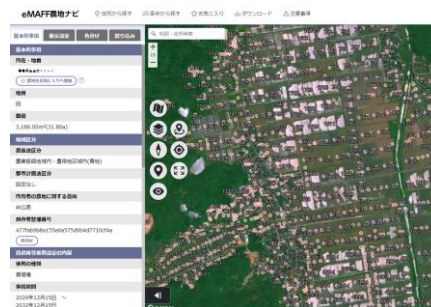
図3-4 行政事業レビュー(R6.11.14)におけるeMAFFへの指摘の概要

- オンライン利用率の目標が達成されておらず、現場のニーズを踏まえたシステムの抜本的な見直しが必要
- 手続きによってはオンライン申請を取りやめる、政府共通システムへ移行する等、費用対効果の高い方法に移行すべき
- 現場の作業時間及び行政コストの削減に貢献しているのか定量的指標を設定し検証する必要
- 自治体へのオンライン化の働きかけを行う必要

図3-5 eMAFF地図が提供するアプリケーション

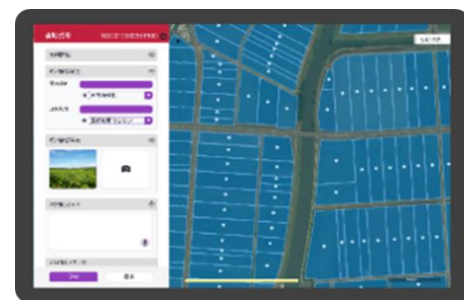
eMAFF農地ナビ

ネットで農地や利用権設定等の情報を公表。集約化や就農地確保の検討に活用可能



現地確認アプリ

現場でタブレットから農地の周辺地図や申請情報を確認し、確認結果をデータ入力可能



(3) DXの推進

すう勢

- 人口減少や少子高齢化を背景に、**農業の生産現場や行政機関等において、労働力不足や高齢化が更に進行**。人手に頼る従来のやり方を改め、デジタル技術を活用した**行政手続の効率化**がより一層重要となる。
- 技術が高度化し、**データ流通が更に加速・増大**。データを高度活用した取組の一層の充実が重要となる。

克服すべき課題

○ 行政のデジタル化

- 申請項目が多いなど複雑なものから、シンプルなものまで**全ての手続を1つのシステムに限定**したため、eMAFFを通じた**申請が低調**となった。
- 現状システムは、整備や運用保守に係る**費用が高止まり**している。
- 入力項目が多いなど、**現状のままでは、オンライン申請になじみにくい性質の手続が多い**。

【現在のオンライン化】

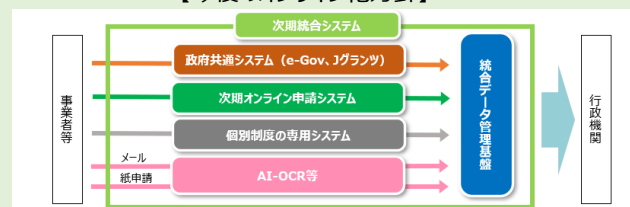


- 今後の現場の人手不足の深刻化に備え、**現場のデジタルツールの活用**を推進する必要。
- 行政等が持つ様々なデータを高度利用することで、従来対応が困難であった課題の解決や新たな取組の展開等が期待できるが、**データを分析し活用できる人材が少ない**。

検討の視点

- 今後、**農業現場と農業政策の両面においてDXを推進する必要**。そのためには、eMAFFを始めとする各システムが両者の結節点となるよう、**利用者・システム部局・政策部局が連携して、総合的にデザイン**していくべき。
- 利用を促進する観点から、現場の実状やニーズを着実に捉えた上で、手続の簡素化、操作性の向上などにより**申請・審査のハードルを下げるとともに、利用拡大に向けた働きかけ**を自治体などに広く行う必要。
- 行政の業務効率化とデータ駆動型の農業政策を展開する観点から、他制度での参照やEBPM（根拠に基づく政策立案）に活用するため、各システムで取得する申請データを統合的に蓄積・管理する必要**。
- eMAFFの具体的な見直しの方向性**としては、
 - 手続手法は、1つの申請システムに限定するのではなく、**政府共通システムや今後更改する次期オンライン申請システム等、申請の性質により振り分ける**ことが必要。
 - これらの見直し・改善を通じて、**運用コストを大幅に低減**させ、費用対効果を高める必要。
 - 現状のままでは**オンライン申請になじみにくいもの**については、**BPR（業務見直し）**を行った上で**システムによる業務効率化**を目指すとともに、**紙・メール等の申請をAI-OCR等でデータ化**することも必要。

【今後のオンライン化方針】



- デジタル技術を活用した**現地確認等の現場業務の効率化**を具体的にどう進めていくか。
- データの利活用の推進にあたっては、行政における**デジタル人材を育成**しつつ、多様な関係者がデータを分析し活用できるよう、行政データの**オープンデータ化**に取り組むとともに、データを高度に活用する**優良事例を創出し、横展開**することが必要ではないか。